

# 横浜市行政不服審査会 第2回会議次第

平成28年5月25日(水)午後4時  
横浜市庁舎3階A会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 答申書の記載事項等について

(2) 審理員の審理手続の適正性の確認について

(3) その他

3 閉 会

## 答申書記載事項のイメージ (案)

審理員 (弁護士)	市長 (審査庁)	横浜市行政不服審査会	市長 (審査庁)
提出 →	→ 諮問	→ 答申	
< 審理員意見書 >	< 諮問書 >	< 答申書 >	< 裁決書 >
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査請求に対する結論 (主文)</li> <li>2 事案の概要</li> <li>(3 争点)</li> <li>4 審査請求人の主張の要旨</li> <li>5 処分庁の主張の要旨</li> <li>6 判断理由</li> <li>7 審理手続の経過</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査庁の裁決についての考え方 原処分維持が適当と考える。</li> <li>2 理由 審理員意見書の6「判断理由のとおり」</li> <li>3 添付書類 (1) 審理員意見書 (写) (2) 事件記録 (写)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査会の結論 審査庁の裁決についての考え方は妥当である。</li> <li>2 事案の概要</li> <li>(3 争点)</li> <li>4 審査請求人の主張の要旨</li> <li>5 処分庁の主張の要旨</li> <li>6 審査庁の裁決についての考え方及び理由 (1) 裁決についての考え方 原処分維持が適当と考える。</li> <li>(2) 理由</li> <li>7 審査会の判断 (それに至った理由部分) 6 (2)理由と同じ。 (審理員の審理手続経過記載)</li> <li>8 審査会の審議経過 ○年○月○日 審議 ○年○月○日 答申</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主文 棄却</li> <li>2 事案の概要、審理関係人の主張の要旨及び理由 答申書のとおり。</li> </ol>
<p>・裁決書の原案となり得るもの (判決文のようなイメージ。全ての項目について詳細に記載。)</p>	<p>・2理由は引用とする。</p>	<p>・答申書では、<u>審査会としての判断のほか、事案概要、審理関係人等の主張の要旨等、全てわかるようにする。</u></p>	<p>・記載事項は法定→全て答申書で記載されている。 ・答申尊重義務</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> <p><b>非公表</b></p> <p>※審査請求人には、諮問をした旨の通知を行うとともに、審理員意見書 (写) を送付する。</p> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> <p><b>公表</b></p> <p>※審査請求人には、答申書 (写) を送付する。</p> </div>	

**転記 (要約)**  
個人情報が含まれる場合には、個人が特定されないような記載方法とする。

・審査庁の理由 (審理員意見書の理由) と同じ場合の記載例  
・理由が異なる場合、追加・修正する場合には、その内容を記載する。  
(※追加・修正の内容によって、全文記載パターンと、追記・修正箇所を明示の上追加・修正するパターン等を想定しています)。